

八丁台土地区画整理事業 住所変更となる皆様へ

住所変更の該当となる方には、11月上旬に新しい住所を記載した「住所変更通知書」及び必要な手続き等を案内するパンフレット「町名地番変更のしおり」を郵送しております。

住民基本台帳の住所など、自動的に更新されるもののほか、該当となる方にお手続きをしていただくものもございます。

住所変更となる方々には大変お手数ではございますが、「町名地番変更のしおり」をご覧になっていただき、換地処分の公告日以降に、各種お手続きを行っていただきますようお願いいたします。

なお、事業地内の土地・建物につきましては、換地処分の登記が完了するまで、一般の登記手続き(住所変更手続き、売買、贈与等による所有権移転登記等)や登記事項証明書、地図・図面に関する証明書交付事務が一時停止(登記事務の停止)されます。そのため、登記事務の停止が解除された後に手続きを行ってください。(土地所有者の方には、解除されたことをお知らせします)。